

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで

私の在学中に、国民年金に係る書類が送付されてきたが、当初は国民年金保険料を納付していなかった。就職した翌年の昭和 54 年に、未納期間の支払請求書がまとめて送付されてきたので、母親が 2 回に分けて全額納付した。当時同居していた義姉も、申立期間の保険料を母親が分割して納付したことを記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初は国民年金保険料を納付しておらず、就職した翌年の昭和 54 年に、母親が未納期間の国民年金保険料を 2 回に分けて納付したと述べているところ、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の年金記録から、同年 7 月頃に行われたものと推認でき、申立人の母親が遡及納付したとする時期と齟齬は無い上、申立人は、当該記号番号により 20 歳到達時まで遡って被保険者資格を取得していることから、加入手続の時点で申立期間の保険料は過年度納付により遡及納付することが可能であった。

また、当時同居していた申立人の義姉も、申立人の母親が申立人の国民年金保険料をまとめて支払ったことを、その経緯も含めて明確に記憶している上、その供述に申立内容との矛盾も無いことから、申立内容は信憑性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年11月までの期間及び9年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成4年8月から5年11月までについて、国民年金第3号被保険者期間であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月から5年11月まで
② 平成9年6月

私は、申立期間①当時は、自身で国民年金の保険料を納付していたと思うが、会社勤めであった夫の扶養に入っていたかもしれない。申立期間②も保険料を納付したと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、自身で国民年金保険料を納付していたと思うと述べる一方、会社勤めであった申立人の夫の被扶養者であったかもしれないとも述べるなど、当該期間に係る明確な供述を得ることができず、当時の納付状況が不明である。

また、申立期間②についても、申立人は、納付書が出ていれば間を空けることなく納付したはずであるとするのみで、具体的な国民年金保険料納付の記憶に基づく証言は得られない上、申立人が一緒に保険料を納付していたとするその夫も、申立期間①及び②の保険料は納付済みとされていない。

さらに、申立人は、申立期間①について、その夫の被扶養者であったかもしれないとも述べているが、オンライン記録によると、当該期間について申立人の夫は第1号被保険者として国民年金に加入しており、厚生年金保険被保険者資格を有していたこととはうかがえない上、申立人及びその夫は共に当該期間の大部分について国民健康保険に加入しており、申立人が当該期間について国民年金第3号被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと、並び

に申立期間①が国民年金第3号被保険者であることをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間①について、国民年金第3号被保険者期間であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月から同年 9 月まで

私は、申立期間当時、公共職業安定所の雇用保険説明会で、国民年金保険料の免除申請について説明を受け、その場で免除申請書を提出した。平成 19 年度にも同説明会で同様に免除申請を行い、その期間については申請免除期間として認められているのに、申立期間の保険料が免除されておらず、未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、公共職業安定所の雇用保険説明会において、国民年金保険料の免除申請について説明を受けたため、その場で免除申請書を提出したと述べているが、当時申立人が居住していた区を管轄する年金事務センターでは、社会保険事務所（当時）職員が、申立人が出向いた公共職業安定所の雇用保険説明会において国民年金に関する説明等を行うようになったのは平成 18 年 6 月以降であるとしている上、当該公共職業安定所においても、同所職員が国民年金に関する説明を行うことや、来所者の免除申請書を預かることは無かったとしていることから、申立期間当時、当該公共職業安定所で国民年金保険料の免除申請手続を行うことはできなかったと考えられ、申立内容に不合理な点が認められる。

また、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降であり、かつ、国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことにより、記録漏れ、記録誤り等が考え難いとされる 14 年 4 月以降の期間である。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を免除申請したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1623 (事案 850 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月まで

前回の申立てに対して、「住居の移転により申立期間の国民年金保険料が徴収されなかった可能性がある」ことを判断理由に記録の訂正は不要であるとしているが、当時、住所移転などの法的処理はしておらず、保険料は元々の住所で支払っていた。昭和 41 年の住宅地図に私の居住していた建物が有り、42 年は不明、43 年は地図に無いということならば、41 年は支払い済み、42 年は留保、43 年は不払いとするべきである。また、「可能性がある」というのも正常な判断とは思われない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとされる申立人の母親は既に他界しており、当時の納付状況が不明であること、ii) 申立人は、申立期間当時、住居を移転しており、その際の国民年金の住所変更手続の状況が不明であり、住居の移転により申立期間の保険料が徴収されなかった可能性があること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「申立期間において住居は移っているが、同じ町内の叔父所有の建物であり、住民票も移していないため、集金が行われなかったということはある得ない。」としているが、申立人が申立期間において住民登録を有していた、又は居住していたとする住所地について、それらの土地の開鎖登記簿謄本を確認したところ、申立期間に住居を移したとする住所地も含め、昭和 41 年から 42 年にかけて、申立人の父親又は申立人の叔父から他者への所有権の移転登記が行われている。

また、申立期間における申立人の住民登録の変遷については、直接それを確認できる資料は無いものの、申立人が申立期間後に住民登録を有したとする住所地に係る土地の閉鎖登記簿謄本によると、昭和 41 年 3 月に申立人の父親に当該土地の所有権が移転し、その後、同人が同年 8 月に同地に住所を変更した登記が行われており、当時世帯主であったとする申立人の父親について、申立期間中に住民登録の異動があったことが確認できる。

さらに、申立人の叔父も、上述の閉鎖登記簿謄本によると、昭和 42 年 2 月に、申立人が国民年金保険料の集金が行われていたとしている町から別の町に住民登録を異動させていることが確認できる。

以上のとおり、申立期間においては、申立人の父親及び申立人の叔父が所有していた土地の所有権移転並びに両者の住民登録の異動など、申立人のみならず、その同居親族の住環境にも大きな変化があった状況が見受けられ、当初の判断理由において、住居の移転を申立期間の国民年金保険料が徴収されなくなる原因として想定したことが不合理なものではないことが改めて確認できる上、こうした状況においてもなお、申立期間において申立人の国民年金保険料の集金が継続して行われていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1624

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 12 月から 48 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月から 48 年 5 月まで

家族の国民年金の加入手続や国民年金保険料納付などは、全て他界した父親が行っていた。高校を卒業後、2年制の専修学校に通い、その後、厚生年金保険の適用事業所であるA社に勤務するまでは、家業である店の手伝いをしていた。A社を退職し、婚姻するまでの間は、家業の手伝いをしていなかったが、その期間についても、父親は保険料を納付してくれていた。A社に勤務して1年半ほど経過した頃に、父親から、私の厚生年金保険の加入期間と国民年金保険料の納付とが重複してしまったという話を聞いた記憶もあるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与していない上、申立期間の保険料を納付したとするその父親は既に他界しており、申立人の母親も聴取に応じることは困難な状況であることから、当時の国民年金加入状況及び保険料納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同記号番号の被保険者の状況から、昭和 50 年 3 月から同年 4 月頃に行われたものと推認でき、この際に 20 歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものと考えられることから、加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料は、申立人の国民年金加入手続の時点で、第2回特例納付及び過年度納付により納付することは可能であるが、申

立人から提出があった昭和 50 年分の所得税の確定申告書には、申立人の父親、申立人の母親及び申立人の弟の現年度保険料の納付額分しか確認することはできず、加入手続の時点で特例納付及び過年度納付が行われたことを推測することは困難である。

加えて、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から50年3月まで

申立期間に係る私の国民年金の加入手続や国民年金保険料納付は、祖母か両親がしてくれた。当時、家族で商売をしていて家計は一つになっており、両親の国民年金保険料が納付済みなのに自分だけが納付していないとは考えられないため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の祖母及び申立人の両親は既に他界していることから、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等の状況から、昭和50年12月頃に払い出されたものと推認でき、これ以外に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も確認できないことから、申立人の国民年金加入手続はこの頃初めて行われたものと考えられる。このため、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、申立人の祖母及び申立人の両親が、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の国民年金保険料は第2回特例納付及び過年度納付により遡及納付することが可能であるが、申立人は、申立人の祖母及び申立人の両親から遡及納付について説明を受けた記憶は無いとしている上、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の弟も、昭和50年4月以降の国民年金保

険料は納付済みであるが、同年3月以前の国民年金被保険者期間については未納であり、申立期間について特例納付及び過年度納付が行われたことをうかがわせる状況は見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人の祖母及び申立人の両親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 41 年 3 月まで

私は、申立期間当時勤務していた個人事業所を退職する時、事業主から退職金代わりだと言われて国民年金手帳を渡されたので、申立期間の国民年金保険料は納付されていたと思っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立期間当時勤務していた事業所の事業主は既に他界している上、当該事業主の妻及び事業主の子ども、申立人の保険料納付等については何も分からないとしているため、申立期間当時の保険料納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 12 月 23 日に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃初めて行われ、20 歳到達時に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であったこととなり、申立期間当時、上述の事業主が申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人が申立期間において一緒に住込みで働いていたとする当時の同僚に聴取したものの、国民年金保険料納付には直接関与していないとしており、申立内容を裏付けるような事実関係を確認することはできなかつた。

このほか、上述の事業主が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。